

協議第 1 号

合併の方式について

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	1 合併の方式について
幕別町、更別村及び忠類村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。	

「協議第1号 合併の方式について」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議事項	1 合併の方式
調整の内容	幕別町、更別村及び忠類村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

項目	新設合併	編入合併
定義	二以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。	一以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入すること。
市町村の法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて合併と同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
合併市町村の名称	合併関係市町村が全て廃されるため、新たな名称を定める。	編入する市町村の名称となる。
新町の事務所の位置	合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定する。	編入する市町村の事務所の位置となる。
財産及び債務の取扱い	合併関係市町村が引き継ぐ。	編入する市町村が引き継ぐ。
議会議員の定数及び任期の取扱い	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の議員は、その身分を失う。 地方自治法に定める定数の議員選挙を行い任期は選挙の日から4年。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の2倍までの議員を置くことができる。(定数特例制度) 合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、全員、2年以内の間引き続き在任できる。(在任特例制度) 	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 編入する市町村の議員は、そのまま在任し、編入される市町村の議員はその身分を失う。(但し、合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定める議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。) 任期は、編入する市町村の議員の残任期間。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。編入する市町村の議会の議員の任期相当期間について、人口に応じて、合併市町村の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。(定数特例制度) 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入する市町村の議会の議員の残任期間相当在任することができる。(在任特例制度) <p>なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。</p>

項 目	新設合併	編入合併
農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い	<p><原則> ・合併関係市町村の委員は、その身分を失う。新たに選挙及び選任により委員を選出する。</p> <p><特例> ・合併関係市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10人～80人の範囲で1年以内の間在任できる。</p>	<p><原則> ・編入される市町村の委員はその身分を失い、編入する市町村の委員は、そのまま在任する。</p> <p><特例> ・編入される市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任できる。</p>
一般職の職員の身分の取扱い	引き続き合併市町村の職員として身分を保有する。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、編入する市町村の職員として身分を保有する。
特別職の職員の身分の取扱い	<p>合併関係市町村の特別職は失職する。なお、合併市町村の首長は、選挙により選出することとなり、助役、収入役等は新たに任命されることとなる。</p> <p>行政委員会の委員のうち下記については、新町長の就任を待たず、正規の手続による委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続が定められている。 教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会</p>	編入する市町村の特別職は身分に変動はないが、編入される市町村の特別職は身分を失う。
条例・規則等の取扱い	合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入する市町村の条例・規則に統一される。
建設計画	合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。

先進事例

[新設合併]

合併年月日	新市町村名	旧市町村名	人口(人)	面積(km ²)	備考
H13.1.21	西東京市 (東京都)	田無市	78,165	6.80	
		保谷市	102,720	9.05	
		合 計	180,885	15.85	
H13.5.1	さいたま市 (埼玉県)	浦和市	484,845	70.67	
		大宮市	456,271	89.37	
		与野市	82,937	8.29	
		合 計	1,024,053	168.33	
H14.4.1	さぬき市 (香川県)	津田町	8,370	13.69	
		大川町	6,977	34.54	
		志度町	22,939	40.05	
		寒川町	6,041	23.10	
		長尾町	13,445	47.43	
		合 計	57,772	158.81	
"	久米島町 (沖縄県)	仲里村	5,122	37.85	
		具志川村	4,237	25.48	
		合 計	9,359	63.33	
H15.3.1	南部町 (山梨県)	南部町	6,711	112.34	
		富沢町	4,152	88.29	
		合 計	10,863	200.63	
H15.4.1	加美町 (宮城県)	中新田町	13,929	61.44	
		小野田町	8,092	221.61	
		宮崎町	6,309	177.77	
		合 計	28,330	460.82	
"	神流町 (群馬県)	万場町	2,269	62.61	
		中里村	941	52.08	
		合 計	3,210	114.69	
"	南アルプス市 (山梨県)	八田村	7,016	8.04	
		白根町	19,247	39.14	
		芦安村	613	147.74	
		若草町	11,105	10.28	
		櫛形町	18,920	42.57	
		甲西町	13,215	16.29	
		合 計	70,116	264.06	
"	山県市 (岐阜県)	高富町	18,795	39.22	
		伊自良村	3,287	24.82	
		美山町	8,869	158.00	
		合 計	30,951	222.04	
"	静岡市 (静岡県)	静岡市	469,695	1,146.19	
		清水市	236,818	227.66	
		合 計	706,513	1,373.85	
"	大崎上島町 (広島県)	大崎町	4,351	20.44	
		東野町	3,036	12.67	
		木江町	2,744	10.13	
		合 計	10,131	43.24	
"	東かがわ市 (香川県)	引田町	8,635	48.18	
		白鳥町	12,965	70.59	
		大内町	16,160	34.42	
		合 計	37,760	153.19	
"	宗像市 (福岡県)	宗像市	81,588	76.82	
		玄海町	9,559	34.68	
		合 計	91,147	111.50	
"	あさぎり町 (熊本県)	上村	5,404	89.72	
		免田町	5,991	10.31	
		岡原村	2,935	20.23	
		須恵村	1,471	17.98	
		深田村	1,950	21.25	
		合 計	17,751	159.49	

H15.4.21	周南市 (山口県)	徳山市	104,672	339.83	
		新南陽市	32,153	64.21	
		熊毛町	16,038	70.50	
		鹿野町	4,520	181.46	
		合 計	157,383	656.00	
H15.5.1	瑞穂市 (岐阜県)	穂積町	35,076	16.44	
		巣南町	11,495	11.77	
		合 計	46,571	28.21	
H15.9.1	千曲市 (長野県)	更埴市	39,402	78.99	
		上山田町	6,821	15.62	
		戸倉町	18,326	25.23	
		合 計	64,549	119.84	
H15.11.15	富士河口湖町 (山梨県)	河口湖町	18,506	60.89	
		勝山村	2,502	4.26	
		足和田村	1,587	28.15	
		合 計	22,595	93.30	
H15.12.1	いなべ市 (三重県)	北勢町	14,443	88.78	
		員弁町	8,687	23.83	
		大安町	15,186	44.60	
		藤原町	7,314	62.37	
		合 計	45,630	219.58	

[編入合併]

合併年月日	新市町村名	旧市町村名	人口(人)	面積(km ²)	備 考
H13.1.1	新潟市 (新潟県)	新潟市	501,431	205.94	
		黒埼町	25,893	25.97	
		合 計	527,324	231.91	
H13.4.1	潮来市 (茨城県)	潮来町	25,841	43.88	
		牛堀町	6,103	18.79	
		合 計	31,944	62.67	
H13.11.15	大船渡市 (岩手県)	大船渡市	36,570	186.06	
		三陸町	8,590	137.13	
		合 計	45,160	323.19	
H14.11.1	つくば市 (茨城県)	つくば市	165,978	259.59	
		茎崎町	25,836	24.48	
		合 計	191,814	284.07	
H15.2.3	福山市 (広島県)	福山市	378,789	364.49	
		内海町	3,431	12.67	
		新市町	21,695	53.10	
		合 計	403,915	430.26	
H15.3.1	廿日市市 (広島県)	廿日市市	73,587	47.89	
		佐伯町	12,621	194.83	
		吉和村	853	145.50	
		合 計	87,061	388.22	
H15.4.1	呉市 (広島県)	呉市	203,159	146.35	
		下蒲刈町	2,223	8.68	
		合 計	205,382	155.03	
"	新居浜市 (愛媛県)	新居浜市	125,537	161.30	
		別子山村	277	73.00	
		合 計	125,814	234.30	
H15.6.6	野田市 (千葉県)	野田市	119,922	73.72	
		関宿町	31,275	29.82	
		合 計	151,197	103.54	
H15.7.7	新発田市 (新潟県)	新発田市	80,734	433.59	
		豊浦町	9,870	35.95	
		合 計	90,604	469.54	
H15.8.20	田原市 (愛知県)	田原町	36,981	82.86	
		赤羽根町	6,151	23.54	
		合 計	43,132	106.40	

平成13年1月1日から平成15年12月31日まで